

景観・自然環境保全形成支援事業実施要綱

平成19年4月2日付け18農振第1889号

農林水産事務次官

第1 趣旨

国民がゆとり、安らぎ、心の豊かさなどの価値観を重視するようになってきている中で、多面的機能が発揮され、豊かな自然環境や美しい景観、伝統文化に触れ合うことのできる個性的・特徴的な農村空間に対する国民の理解と期待が高まっている。

このような状況を踏まえ、農村地域における景観・自然環境の保全・形成等に向けた地域の取組を支援し、さらにはこれらの活用を通じ地域活性化を図る「景観・自然環境保全形成支援事業」（以下「本事業」という。）を実施するものである。

第2 事業内容

1 農村自然再生活動高度化事業

農村地域の自然再生活動を、農業・農村の振興に寄与する地域的な広がり及び内容の多様性を持った活動へ発展させるため、当該活動の課題について解決方策を構築し、必要な情報発信及び技術的支援を行う。

2 魅力ある田園空間支援事業

(1) 魅力ある田園空間技術支援事業

豊かな自然環境や美しい景観、伝統文化に触れ合うことのできる個性的・特徴的な農村空間（以下「魅力ある田園空間」という。）を全国に拡大するため、技術的支援、人材育成及び普及啓発等により農村の自然、景観、伝統文化等を活かした地域独自の取組を支援する。

(2) 田園景観土地利用推進事業

地域資源を活かして魅力ある田園空間を創出するため、計画的な土地利用等による良好な田園空間の形成を推進する手法を検討し、指針として情報発信を図る。

3 農村景観・自然環境保全再生パイロット事業

(1) 活動支援事業

農村特有の良好な景観形成の促進及び農村の豊かな自然環境の保全・再生の推進に向けた活動に対する支援を行う。

(2) 案件の公募・審査システム運営事業

(1) の活動支援事業に係る案件の公募・審査システムの運営を行う。

第3 事業実施主体

1 第2の1、第2の2の(1)及び(2)並びに第2の3の(2)に掲げる事業(以

下「高度化事業等」という。)の事業実施主体は、農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体とする。

2 活動支援事業の事業実施主体は、別に定める公募要領により応募した者の中から地方農政局長等(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。)が選定した団体とする。

第4 審査委員会

活動支援事業を実施しようとする団体からの応募申請を審査するため、地方農政局等(北海道にあっては農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。)に農村景観・自然環境保全再生パイロット事業審査委員会を設置する。

第5 事業実施地域

活動支援事業の主要な実施地域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項に基づき指定された農業振興地域であって、次のいずれかに該当する区域とする。

- 1 景観法(平成16年法律第110号)第55条第1項に基づき定められた景観農業振興地域整備計画の区域
- 2 田園環境整備マスタープラン(「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱について」(平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知)に定めるものをいう。)に基づき設定された環境創造区域又は環境配慮区域

第6 事業実施

1 高度化事業等

- (1) 高度化事業等を実施しようとする事業実施主体の長は、農村振興局長が別に定める様式により、事業実施採択申請書を農村振興局長に提出するものとする。
- (2) 農村振興局長は、(1)の事業実施採択申請書を審査の上、本事業を実施することが適当であると認めるときは、当該事業を採択し、その旨を事業実施主体の長に通知する。

2 活動支援事業に応募申請しようとする団体の代表者は、農村振興局長が別に定めるところにより、応募申請を行うものとする。

第7 事業実施報告

本事業の事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施結果について報告するものとする。

第 8 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成19年度から平成21年度までとする。

第 9 指導推進

国は、事業実施主体に対して、本事業を円滑かつ効果的に実施するために必要な助言及び指導を行うものとする。

第 10 助成

国は、予算の範囲内で本事業の実施に必要となる経費について、別に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

第 11 委任

本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。